さぬき市教育大綱



平成31年3月 さぬき市

さぬき市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、さぬき市の全ての教育施策と学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定したものです。

さぬき市の教育理念

さぬき市は、地域・保護者の皆さんとともに、 人と人、過去と未来をつなぐため 人間としての根っこを育て、 多彩な「さぬきびと」を育みます。

「美しい自然や伝統文化を守り、笑顔があふれるまちを目指す。」 さぬき市市民憲章の前文に掲げられた、まちづくりの精神です。

市民が共に目指すまちづくりは、人と人、過去と未来をつなぐまちづくりです。 その実現のため、人間性豊かで、多彩な「さぬきびと」を育てたい。これは、ふる さとさぬきに住み生活する人々の心中に滔々と流れる熱い思いです。

その思いこそが、さぬき市における「ひとづくり」の根本方針、すなわち、さぬき市の教育理念です。

この教育理念の実現のため、次に掲げる4つの方針を、さぬき市の教育施策の基本として定めます。

教育施策の基本となる方針

1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり

少子高齢化と人口減少、グローバル化の進展、AIの進化、更には地球温暖化や大規模災害等により、今後の社会変化を予測することがますます困難になってきています。しかし、このような不透明な時代にあってもなお、しなやかに生き抜く力を培うために、市民が安全に安心して学び続けられる環境を整え、生涯にわたって主体的に「学び」を求め続ける心を育みます。

2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり

I T技術の革新により、人々が世界中の様々な情報を即座に簡単な方法で入手し、それらを直接的・間接的に活用できるような社会が到来しています。このような社会にあって、豊かな自然の懐に抱かれたさぬき市が古代から長年に渡り受け継ぎ保有してきた文化や伝統に学び、その精神の理解を深め「ふるさとさぬき」への愛情と市民としての誇りを育みます。

3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり

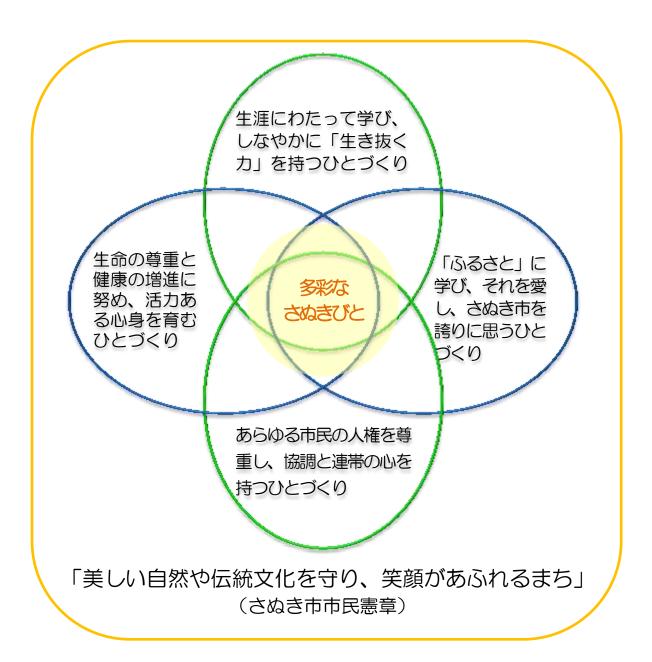
人権とは、人々の生存と自由が確保され、それぞれの幸福を追求する権利です。 多様化・複雑化する社会においては、これまで以上に人権を尊重し、協調と連帯 の心を持つことが重要です。子どもから高齢者まで、性にかかわらず、障害者、 外国人等、あらゆる市民が相互に受け入れ合いながら、認め合い、助け合い、学 び合う心を育みます。

4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり

活力ある心身は、学びの基本です。市民が学校教育だけではなく、生涯スポーツや読書に親しみ、伝統芸能・文化芸術等に触れる機会を確保することにより、豊かな感性と健康で活力ある心身を求める意欲を育みます。また、食育や栄養教育、栽培体験などを通して、健康に生きていくための知識や技能とともに、他者、そして、自らの生命を尊重する心を育みます。

多彩な「ひとづくり」

これら4つの方針は、相互に関連しながら、多彩な「さぬきびと」を育みます。



さぬき市教育大綱は、市を取り巻く情勢の変化に合わせて、適宜見直します。